

令和元年第5回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和元年5月24日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時10分					
議長	横手 澄男					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	横田 拓也	出席	8	江連 喜美	出席
	2	島村 実	出席	9	福井 一洋	出席
	3	島村 芳孝	出席	10	横手 澄男	出席
	4	清水 典子	欠席	11	浅田 カヨ子	出席
	5	梅澤 三子	出席	12	福嶋 輝幸	出席
	6	佐藤 茂男	出席	13	森谷 進	出席
	7	道谷 淳史	出席	14	鳴河 のり子	出席
推進委員 農地利用最適化	1	師岡 一夫	出席	4	鈴木 國昭	出席
	2	紫藤 清司	欠席	5	庄司 等	出席
	3	眞通 昭彦	出席	6	本藤 利一	出席

議事関係出席者	
事務局	事務局長 小鹿野 高光 主幹 市川 徹 主査 大森 充浩 主事 榎 有也
傍聴人	
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第16号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更について</p> <p>日程第3 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第18号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

議 長

**日程第1 議事録署名委員の指名**

これより、本日の会議に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は7番、8番をお願いします。

議 長

**日程第2 議案第16号農地法第4条の規定による許可後の計画変更について**

日程第2 議案第16号農地法第4条の規定による許可後の計画変更について審議に入ります。日高市農業委員会会議規則第10条議事参与の制限により、1番（推進委員）は退席をお願いします。事務局より1番の朗読をお願いします。

事務局

〈議案朗読〉

議 長

本件担当の8番より申請地の状況について説明をお願いします。

8番

19日に現地確認をしました。申請地は県道川越日高線の栗坪交差点を北に50mほど進んだところに位置します。申請地の南側に農業用倉庫があり、倉庫の前にトラクターや農業用資材が置かれていました。

議 長

事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

事務局

当該申請は農業用施設用地を目的として、平成26年4月21日に農地転用許可を取得したものです。

許可取得から着手されない状況が続きましたが、昨年、農業用施設の建築を完了しています。建築の際、当初の計画では、申請地の東側に寄せた位置に建築する計画でしたが、申請人の都合で西側へ配置を変更しております。また、建築物の面積についても41.47㎡から84.16㎡へ変更したことから、今回の計画変更申請に至ったものです。

なお、配置を変更した理由につきましては、東側に隣接する農地を取得する計画があり、農地取得後の農地への行き来などを考慮したとのこと。また、建築面積の増加につきましては、保管する農機具が増えたことを理由としています。

本来であれば、建築する前の変更手続きとなりますが、建築した事実が発生した後であったため、建築後の手続きとなります。

農業用施設用地としての目的には変更なく、農業経営上の理由での変更であるため、計画変更について問題はないと思われれます。

議 長

質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。事業計画の変更について、承認相当で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は承認相当と決し、県知事に送付します。1番（推進委員）は入室してください。

**日程第3 議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について**

議 長	日程第3議案第17号農地法第5条の規定による許可申請について審議に入ります。事務局より1番の朗読をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
議 長	事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
事務局	23日に現地を確認しました。申請地は、高麗駅に近接するコンビニ(ローソン)の裏の道を南に約150m進んだ位置にあり、現況は、草が20cm程度、生えている状況でした。
	譲受人は現在、借家にて家族3人で生活しております。子どもの成長に伴い、生活スペースが手狭となってきたため、戸建住宅への移住を計画しました。
	譲受人の実家が申請地と同じく大字台地内にありますが、譲受人の姉家族が親と同居している関係で、譲受人家族の生活スペースが確保できないことから、実家への同居を断念しております。
	なるべく、実家に近い場所で住宅を建築したいという考えから、実家周辺の土地を探していたところ、当該申請地を紹介され、住宅地と選定したものです。
	農地区分につきましては、第3種農地であり、計画目的に必要性が認められるため、許可相当と考えます。
議 長	質疑がありましたらお願いします。
事務局	補足といたしまして、申請地は都市計画法により地縁を有さない第三者でも住宅建築が可能な区域に指定されています。
12番	備考欄に記載されている集落介在除外の意味を教えてください。
事務局	集落介在除外は、農業振興地域整備計画の見直し時に地域の実情から集落が混在する地域と判断し、農用地区域から除外した地域になります。
議 長	質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。
委員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。
議 長	事務局より2番の朗読をお願いします。
事務局	〈議案朗読〉
議 長	本件担当の8番より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。
8番	19日に1番(推進委員)と現地を確認し、譲渡人に話を伺いました。申請地は県道飯能寄居線に近接する新堀製作所から西へ10mほど進んだところに位置します。約20年前から耕作をしておらず、約5年前から土地の一部を貸していたとのことです。現在は、東側の一部を耕運しており、そのほかは枯草がありました。東側の角には防火水槽がありました。譲受人は譲渡人の次

<p>議 長 3 番 8 番 事 務 局</p>	<p>女の夫であり、年齢が〇〇歳の会社員で、現在は奥さんと子ども二人と市内のアパートで生活しており、住宅を建築するため申請に至ったとのこと。申請地の周辺は住宅地であるため、排水等の問題もないとのこと。質疑がありましたらお願いします。 防火水槽はどこにありますか。 資料案内図の道-16 と記載されている場所にあります。 防火水槽については、申請人が消防署と調整しており、今後撤去する予定とのこと。</p>
<p>12 番 事 務 局</p>	<p>申請面積が 500mを超えているので、面積要件について説明をお願いします。 申請地は前面の道路が 4 m の幅員がないため、道路後退をすることになり、道路後退分の面積を除くと 500 m<sup>2</sup>以下となります。また、道路後退が必要でない場合には、11 m<sup>2</sup>を残しても、農業上の利用が難しいことから概ね 500 m<sup>2</sup>という上限で申請されると思います。</p>
<p>12 番 事 務 局</p>	<p>道路後退分を含まずに申請することはできないのですか。 申請に先行して市に寄付採納を行う場合は、農地転用の申請に道路交代分を含まずに申請することができます。</p>
<p>12 番 事 務 局</p>	<p>申請地は寄付採納しますか。 はい、寄付採納する予定と聞いています。</p>
<p>議 長 委 員 議 長</p>	<p>質疑がありましたらお願いします。 ありません。 質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p>
<p>委 員 議 長</p>	<p>異議なし。 異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長 事 務 局 議 長 8 番</p>	<p>事務局より 3 番の朗読をお願いします。 〈議案朗読〉 本件担当の 8 番より申請地の状況について説明をお願いします。 19 日に現地確認をしました。申請地は県道飯能寄居線の関口電気の先にあるローソンを西へ 50mほど進んだところに位置します。地番〇〇〇の一部にはネギが残っており、他は耕運されていました。地番〇〇〇は雑草が生えている状態でした。</p>
<p>議 長 事 務 局</p>	<p>事務局より申請人の状況について説明をお願いします。 当該申請は、譲受人が運営する〇〇〇幼稚園の園舎について、老朽化に伴う建替工事が計画されている関係で、当該建替工事に必要となる現場用の駐車場、仮設事務所及び資材置場の用地として一時的に利用するため、一時転用の申請に至ったものです。 土地の選定理由につきましては、幼稚園を運営しながらの工事となるため、園児達の安全性を確保することを最優先にし、園児を迎えに来る保護者の出</p>

<p>議 長 12 番 事 務 局 議 長 委 員 議 長 委 員 議 長</p>	<p>入りなどを考慮しなくてはいけないため、既存敷地内での設置が困難であると判断したことから、隣接する当該申請地を借受ける計画となっています。なお、参考として補足いたしますが、申請地の〇〇〇の筆について、平成 17 年にも一時転用申請を行い、譲受人が施設工事に伴う資材置場として利用しています。</p> <p>なお、申請地の利用方法につきましては、整地後にブルーシートを敷き、その上に鉄板を敷いた状態で利用する計画となっています。</p> <p>過去に同様の申請において、使用后、適正に農地へ復元がされていること、また、一時転用の理由に必要性が認められることから、許可相当と考えます。質疑がありましたらお願いします。</p> <p>分断されている筆の〇〇〇と〇〇〇の地目は何ですか。</p> <p>地目は畑ですが、道路の扱いとなっています。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。</p>
<p>議 長  事 務 局 議 長 事 務 局  議 長 委 員 議 長 委 員 議 長</p>	<p><b>日程第 4 議案第 18 号 農用地利用集積計画（案）の決定について</b></p> <p>日程第 4 議案第 18 号農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。日高市農業委員会会議規則第 10 条議事参与の制限により、7 番は退席をお願いします。事務局より 1 番の朗読をお願いします。</p> <p>〈議案朗読〉</p> <p>事務局より申請地及び申請人の状況について説明をお願いします。</p> <p>23 日に現地確認をしました。申請地は、旭ヶ丘の高萩北中学校の西側に位置します。現在は、トウモロコシなどが栽培されている状態でした。</p> <p>借受人は、市から認定農業者として認定を受けており、年間の農業従事日数は 300 日、主にキャベツ、サツマイモ、ブロッコリーなどを栽培する農業者です。申請地は平成 28 年から借受人が利用権を設定している土地で引き続き耕作するため、更新を目的として申し出に至っています。</p> <p>質疑がありましたらお願いします。</p> <p>ありません。</p> <p>質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。</p> <p>異議なし。</p> <p>異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。7 番は入室してください。</p>

議 長 委 員 議 長	<p><b>日程第5 専決処分の報告について</b></p> <p>日程第5 専決処分の報告について、質疑がありましたらお願いします。ありません。</p> <p>以上で総会を終了させていただきます。ありがとうございました。</p>
-------------------	---

署 名

上記会議の次第は、農業委員会事務局が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

印

議 事 録 署 名 委 員

印

印